

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-1)

政策名	7 生活安全	施策名	7-1 製品安全			
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。					
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。					
施策の予算額、執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	0	0	0	
	執行額(百万円)	0	0	0		
※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1	重大製品事故の発生件数	基準値	実績値				目標値	達成	
			24年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	-	達成
			1,077件	837	1,271	1,024	988	-	前年度比減	
		年度ごとの目標値	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	
	2	製品安全関連4法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			製品安全関係4法の遵守状況を試買テストや立入検査、ネットパトロール事業により、確認している。					令和3年度	達成	
			<試買テスト機種数>	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)		
			電気用品	259	137	122	176			
			特定製品	38	36	41	40			
			ガス用品	5	3	2	2			
			液化石油ガス器具等	27	11	11	14			
			<立入検査件数>	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			電気用品	153	177	150	155			
特定製品			40	40	40	40				
ガス用品	8	6	6	6						
液化石油ガス器具等	12	14	14	14						

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>重大製品事故の原因分析を行いその再発防止を図るとともに、製品安全関連4法が遵守されているかを確認するため、製品安全関連4法の規制対象品目について、市場で流通している製品を買い上げて技術基準に適合しているか試験する試買テストや事業者への立入検査等を実施の上、適切な違反対応を行った。その結果、重大製品事故の発生件数は、前年度から減少している。このため、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試買テストや立入検査、情報提供等を端緒とする法令違反情報に対して、違反状況の改善に向けて、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等を行ったほか、近年事故が増加しているリチウムイオン蓄電池については、NITEと連携した事故原因究明、テレビ、新聞、など様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信等の取組を行い、製品事故の再発防止、拡大防止に努めた。 ・大臣官房広報室と連携しながら、製品安全政策の広報戦略を大きく見直し、SNSのより効果的な活用などを通して、重大製品事故の防止に努めた。例としては、令和2年度冬季に除雪機による死亡事故が多発したことを受け、事故原因を製品評価技術基盤機構とともに分析し、令和3年度冬季には、SNS上で事故防止のポイントを映像・画像で示すなど、積極的に広報を展開した。この結果、各メディアによる報道は前年度の約4.5倍となり、除雪機による死亡事故の件数を前年に比べ減少させることに寄与した。 ・非純正品バッテリーが出火する重大製品事故に対し、当該製品による被害発生の拡大を防止するための措置を講じた。具体的には、当該製品は保管状態でも出火するなど過去に例のない危険な製品であることが、製品評価技術基盤機構の調査によって判明したことから、直ちに使用を停止し安全に保管するよう緊急の注意喚起を行った。また、購入者が安全に廃棄・回収できる方法を製品評価技術基盤機構とともに検証し、その具体的方法を示すことで、混乱なく安全に事態の收拾を図ることに成功した。 ・製品評価技術基盤機構と共同で、経年劣化の原因究明及び分析に取り組んできた結果、特定保守製品9品目のうち7品目について、基準値を大幅に下回るまで経年劣化事故を低減させることに至った。そのため、長期使用製品安全点検制度に係る政省令の改正を実施し、当該7品目について特定保守製品から削除することで、同制度による製造事業者の負担軽減に努めた。 ・また、昨年度に引き続き、インターネットモール等運営事業者8社と製品安全の確保に向けた連絡会合を開催するなど、インターネット取引における製品安全の連携の取組を継続した。さらに、ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査と題し、ネットパトロールを実施し、違反の疑義のある事業者に対する対応を行った。 ・遠隔操作が可能となったエアコン等の電気用品(IoT製品)の普及に際し、電波の途絶やサイバー攻撃等を含めた新たなリスクも踏まえつつ、今後の電気用品等製品のIoT化に係る製品安全確保の在り方について検討し、ガイドラインを策定した。 ・こうした取組に加えて、輸入製品による重大製品事故の件数が近年増加していることに対し、OECD等の国際会議への参加、協力文書等に基づく二者間会合の開催、その他オンライン会議等による情報交換を通して国内外の製品安全機関等の関係者との連携・協力に努めた。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重大製品事故が多発した製品については販売自粛の要請・リコールの実施を速やかに行い、被害の拡大の防止に努める。 ・IoT製品の普及、高齢者事故の増加、インターネットを通じた違反件数の増加等を踏まえ、時代に即した取組(ネットパトロール事業等)を進めていく。 ・引き続き、昨今の技術革新や製品事故の動向を分析し、製品安全関連4法に係る制度の見直しの検討等を随時実施しつつ、製品安全関連4法に基づく規制を行うことで、重大製品事故の発生件数を減少させることを目指す。 ・製品事故の発生率の変化等を踏まえ、必要に応じて現行制度の改正を行う。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>産業構造審議会 製品安全小委員会 資料(2022/3/25) 消費経済審議会 製品安全部会 資料(2022/3/25)</p>
<p>担当部局・課室名</p>	<p>産業保安グループ 製品安全課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>